# 第2期栄町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度~令和6年度)



令和2年3月 栄 町

### はじめに



現在は、少子化の進行が深刻化する中、地域とのつながりの希薄化や核家族化などに伴い、子育ての不安感及び孤立感が高まっています。また、共働き家庭は年々増加傾向にあり、本町においても、保育園等へ入所できない待機児童が毎年発生しており、喫緊の課題となっています。

国においては、子どもや子育てをめぐる様々な問題の解決に向け、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成24年8月に、「子ども子育て関連3法」が公布され、平成27年4月に「子

ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

この新制度に基づき、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援サービスの量の確保と質の向上を図るため、平成27年度から令和元年度の5年間を期間とする『第1期栄町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、総合的な子ども・子育て支援を推進してきました。特に、妊娠期から子育てまでの総合相談及び支援窓口として、平成29年10月にオープンした「子育て包括支援センター」や、平成30年4月には、雨の日でも親子で安心して遊べる「キッズランド」をオープンさせ、子ども・子育て支援の拠点を整備し、子育てしやすい環境を整えました。また、子ども連れの転入者が増えているなど、子育て支援施策の充実を進めてきた成果も出てきています。

このような背景のもと、第1期の計画内容を踏襲するとともに社会情勢を踏まえ、 令和2年度から令和6年度の5年間を期間とする、『第2期栄町子ども・子育て支援事業計画』を新たに策定しました。

本計画においては、関係機関と連携し安心・安全な子ども・子育て環境を整え、妊娠・出産・子育てまでの全期間を通じて、ニーズに対応した切れ目のない支援策を展開していくこととしています。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議をいただきました栄町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきました町民の皆様並びに関係者の皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和2年3月

栄町長 岡田 正市

# 目次

# 第1部 総論

<b>第</b>	早   計	
1	計画策定の背景と目的	· 1
2	計画の位置づけ	. 2
第2	2章 栄町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	
1		. 3
2	家庭と地域の状況	
3	保育・教育・子育て支援に関する状況·······	
4	アンケート結果から見る現状	
5	策定にあたっての課題	·43
第3	3章 計画の基本理念及び施策の展開	
1	基本理念と目指す子どもの姿	.44
2	基本目標	·45
3	施策体系·····	·46
4	施策展開	.47
5	母子の健康の確保及び増進	·51
6	きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実	.53
	第2部 各論	
第	章 教育・保育提供区域の設定	
1	区域設定の考え方	.56
2	区域設定	
3	児童人口の推移	.57
第2	2章 幼児期の教育・保育	
1	幼児期の教育・保育の量の見込み	.58
2	提供体制の確保の内容及びその実施時期	.59
3	幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進	·61
第3	3章 地域子ども・子育て支援事業	
1	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	.62
2	提供体制の確保の内容及びその実施時期	.63

第4	1章	推進体制	の確保								
1	計画	iの推進に	向けて…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • •			 	7C	)
2	計画	可の評価・	検証		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				 	70	)
			- 1 - 144								
第5	5章	関係機関	との連携								
1	ひとり	りひとり	の特性を噂	尊重した!	体制の整備	•••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 • • • • • • • •	71	
					第3部	Š	資料編				
					€例⋯⋯⋯						
2	栄町	J子ども・	子育て会	議委員名	3簿				 	74	ļ

# 第1部総論

# 第1部 総論

## 第1章 計画策定にあたって

#### 1 計画策定の背景と目的

出生率の低下に伴い少子高齢化が進むとともに、核家族化の進展や共働き家庭の増加などにより、 家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。

特に近年においては地域のつながりの希薄化により、周囲からの子育でに対する助言や支援の協力を得ることが困難な社会状況となっており、子育でに対する負担や不安、子育での孤立感を和らげる環境づくりも大切です。

このような中、国においては、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、 幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援制度」を 平成27年度からスタートさせました。

このことに伴い、本町においても、平成27年3月に5年を1期とする「栄町子ども・子育て支援 事業計画」(以下「第1期計画」という)を策定し、保育施設等の整備や地域子育て支援拠点整備事 業など、子育て支援に関する様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

また、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が12月より行われたことに伴い、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための対策や児童クラブの整備等を推進してきたところです。

さらに、母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センター(法律における名称は母子健康包括支援センター)の設置が努力義務とされたことから、平成29年10月に子育て包括支援センターを ふれあいプラザさかえに開設し、妊娠・出産・子育ての期全間を通じ関係機関と連携して切れ目ない 支援に取り組んできたところです。

本町の令和元年度から令和8年度までの方向性を定めた「栄町第5次総合計画」では、まちづくりの基本目標の一つとして「子育てがしやすい元気なまちをつくる」を目指しています。この基本理念及び、第1期計画の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進するため、、「第2期栄町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

#### 2 計画の位置づけ

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、【子ども】とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

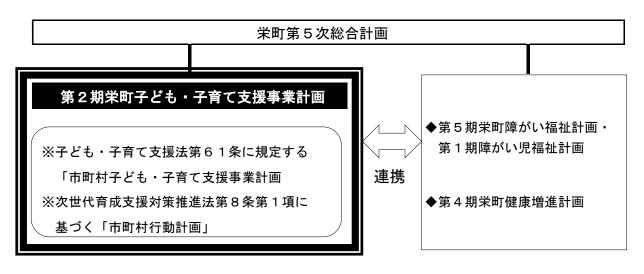
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付け、子育てに関する施策の推進を図るとともに、福祉や保健をはじめとする諸施策を総合的に推進するものです。

なお、本計画の策定に当たっては、「栄町第5次総合計画」を上位計画として、関連する個別計画 との整合性を図っていきます。

#### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から、令和6(2024)年度までの5年間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



上位計画である総合計画、障がい福祉計画など他の計画との整合性を図っていきます。

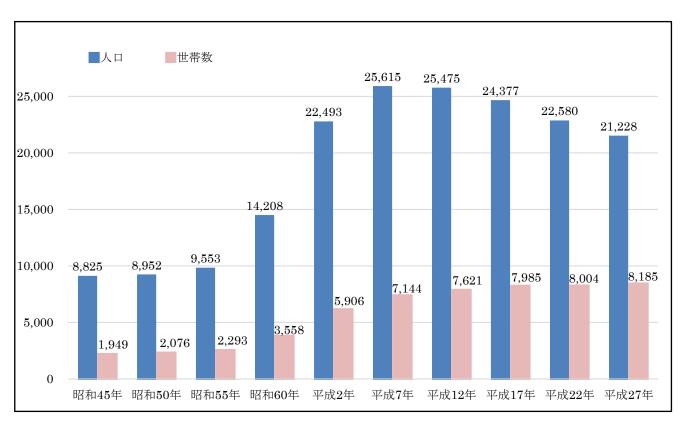
# 第2章 栄町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 栄町の人口概況

#### (1)人口の状況

町の総人口は、平成27年10月1日現在21,228人となっており、平成7年をピークに減少傾向です。一方、世帯数は、平成27年10月1日現在8,185世帯となっており、増加傾向が続いています。

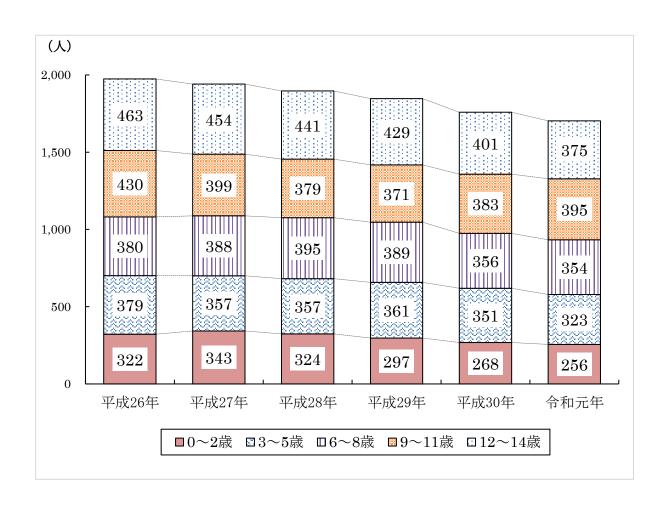
総人口・世帯数の推移(単位:人、世帯)



資料:国勢調査

#### (2) 児童人口の状況

児童人口(14歳未満)は、令和元年10月1日現在1,703人となっており、平成26年 以降減少傾向となっています。





# 2 家庭と地域の状況

# (1) 就学前児童のいる家庭の世帯の構成や地域の状況

一般世帯は、平成27年10月1日現在8,177世帯と増加傾向となっています。

これを世帯構成別にみると、3区分の内「核家族世帯」は増減が見られ、「その他の親族世帯」 が減少する一方、「単独世帯」は増加しています。

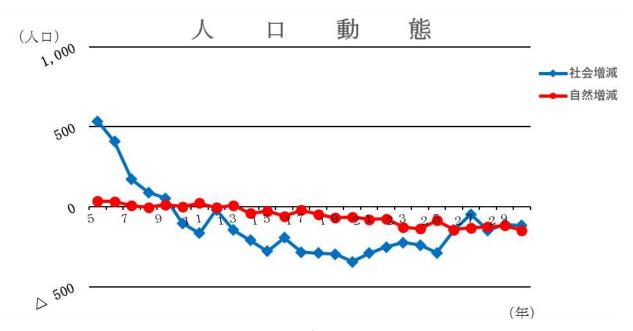
世帯構成の状況(単位:世帯、%)

	区 分		全 体							
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成 27 年				
	一般世帯数※	7,619	7,982	7,998	8,177	1,472				
+	太宗长业世	5,414	5,491	5,397	5,433	1,057				
1.	<b>亥家族世帯</b>	71.1%	68.8%	67.5%	66.4%	71.8%				
	土垣のなの世世	1,308	1,585	1,892	2,240	_				
	夫婦のみの世帯	24.2%	28.9%	35.1%	41.2%	_				
	夫婦と子供から成る世帯	3,545	3,225	2,753	2,409	923				
		65.5%	58.7%	51.0%	44.3%	87.4%				
	田却して供から代え出世	89	110	136	138	13				
	男親と子供から成る世帯	1.6%	2.0%	2.5%	2.5%	1.2%				
	<del></del>	472	571	616	646	121				
	女親と子供から成る世帯	8.7%	10.4%	11.4%	12.0%	11.4%				
-	なの他の部体出世	1,439	1,359	1,262	1,063	415				
1	その他の親族世帯	18.9%	17.0%	15.8%	13.0%	28.2%				
2	x x+ 117 <del>111</del>	766	1,132	1,339	1,681	_				
	<b>单独世帯</b>	10.1%	14.2%	16.7%	20.6%	_				

資料:国勢調査

# (2) 人口動態

	区分	自	 然 動		社	 会 動	態	7 0 110
年度		出生	死 亡	自然増減			社会増減	その他
	5	160	125	35	1417	884	533	2
	6	186	153	33	1372	965	407	9
	7	164	157	7	1186	1014	172	3
	8	158	162	$\triangle$ 4	1104	1015	89	11
	9	150	138	12	1012	960	52	△ 11
	1 0	156	155	1	920	1024	△ 104	△ 15
	1 1	175	152	23	885	1050	△ 165	$\triangle$ 2
	1 2	152	158	$\triangle$ 6	990	1010	△ 20	△ 10
	1 3	148	140	8	894	1040	△ 146	△ 12
	1 4	146	187	△ 41	974	1184	△ 210	△ 13
	1 5	146	173	△ 27	840	1117	△ 277	$\triangle$ 5
	1 6	125	184	△ 59	845	1038	△ 193	$\triangle$ 2
	1 7	144	166	$\triangle$ 22	782	1067	△ 285	△ 11
	1 8	116	163	△ 47	800	1091	△ 291	△ 15
	1 9	122	191	△ 69	775	1072	△ 297	△ 15
	2 0	129	192	△ 63	715	1059	△ 344	10
	2 1	129	208	△ 79	697	987	△ 290	7
	2 2	124	199	△ 75	671	923	$\triangle$ 252	△ 3
	2 3	104	232	△ 128	677	900	△ 223	14
	2 4	104	242	△ 138	634	873	△ 239	172
	2 5	120	205	△ 85	645	934	△ 289	$\triangle$ 1
	2 6	103	247	△ 144	668	814	△ 146	10
	2 7	96	228	△ 132	742	789	△ 47	△ 11
	2 8	98	224	△ 126	686	833	△ 147	1
	2 9	101	218	△ 117	714	825	△ 111	△ 3
	3 0	76	223	△ 147	623	741	△ 118	0
注) >	その他	は職権消除	等による。		資料:住民	·課(住民基	基本台帳年	報)



#### (2) 婚姻・離婚件数

婚姻件数

7070113	<u> </u>									
年	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	28	2 9
千葉県	36, 158	35, 669	34, 785	32, 186	32, 150	31, 375	30, 578	30, 204	29, 610	28, 680
栄 町	89	84	101	83	84	88	68	99	66	56

資料:人口動態統計調査結果報告書

離婚件数	離婚件数 (単位:件)									
年	20	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	28	2 9
千葉県	12, 187	12, 494	12, 391	11, 591	11, 521	11, 290	10, 642	10, 916	10, 612	10, 359
栄 町	37	42	43	36	32	33	25	33	35	32

資料:人口動態統計調査結果報告書

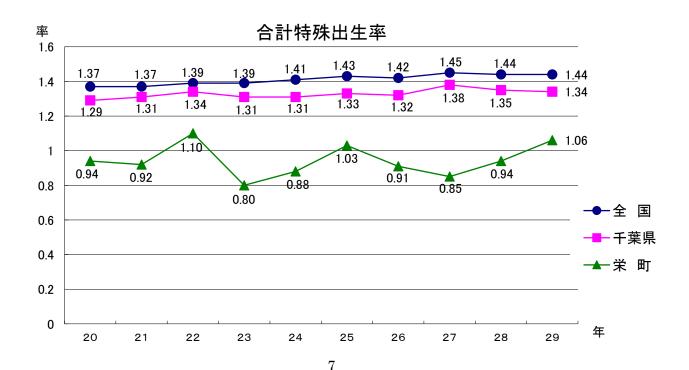
#### (3) 合計特殊出生率推移

(単位:人)

年	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	28	2 9
全 国	1. 37	1. 37	1. 39	1. 39	1. 41	1. 43	1. 42	1. 45	1. 44	1.44
千葉県	1. 29	1. 31	1. 34	1. 31	1. 31	1. 33	1. 32	1. 38	1. 35	1. 34
栄 町	0. 94	0. 92	1. 10	0. 80	0. 88	1. 03	0. 91	0. 85	0. 94	1.06

資料:人口動態統計調査結果報告書

※ 合計特殊出生率とは、15~49歳の女性の年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯何人の子どもを産むかを推計したもので、人口動態調査による出生数と、住民基本台帳人口要覧を使用して算出した数値を公表しています。



#### (4) 女性の就業者数の推移



資料:国勢調査



#### 3 保育・教育・子育て支援に関する状況

#### (1)保育園・認定こども園の状況

現在、栄町には社会福祉法人安栄福祉会安食保育園と社会福祉法人みなみ福祉会みなみ栄保育 園の2つの認可保育園があります。

2園は、多様化する保育サービスの需要に応えるため、通常保育に加え特別保育(延長保育・ 乳児保育・障害児保育)も併せて行っているとともに、保育ニーズ増加のため施設の増築整備等 を行い、定員の増員を図り対応しています。

平成29年4月からは、学校法人勝田学園ながと幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行し、保 育ニーズに対応することにより、保育環境の改善を図りました。

また、平成28年10月には、新たに0歳から2歳児の保育を行う小規模保育園うさぎとかめ を開設し、低年齢児の保育ニーズの増加に対応しています。

#### ■町内の保育園入園児童数の推移

単位:人

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
安食保育園	169人	177人	183人	172人	167人
みなみ栄保育園	58人	88人	84人	89人	97人
認定こども園 ながと幼稚園	_	_	_	58人	66人
うさぎとかめ		_	10人	9人	9人

<sup>\*</sup>各年度の3月1日時点(広域入所委託も含む)

#### (2)幼稚園

現在、栄町には学校法人佐藤学園酒直幼稚園と認定こども園に移行した学校法人勝田学園なが と幼稚園の2園があり、預かり保育や2歳児からの一時預かりの実施、園庭開放や未就園児やそ の保護者の交流の場の提供など、子育て支援事業にも積極的に取り組んでいます。

#### ■町内幼稚園入園児童数の推移

単位:人

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
酒直幼稚園	203人	194人	172人	162人	140人
認定こども園ながと幼稚園	103人	87人	110人	66人	75人

<sup>\*</sup>各年度の3月1日時点(広域入所委託も含む)

<sup>\*</sup>認定こども園は2・3号認定

<sup>\*</sup>認定こども園は1号認定

#### (3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の 提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位:人/月

子育て情報・交流館 アップR	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
子育て支援センター さくらんぼ	_	671人	616人	632人	830人

\*人数は児童数です。

単位:人/延べ

#### (4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### ① 幼稚園在園児対象型

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ながと幼稚園		10.867 l	12,416人	10.059.1	9,555人
酒直幼稚園	_	10,007	12,410/	10,000/	9,000/

② 上記以外 単位:人/延べ

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
子育て支援センターさくらんぼ	_	Q 1 7 J	8001	428人	2121
みなみ栄保育園	_	0177	8007	420八	3427

#### (5) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

単位:人

保育園名	開園	時間	開園(	開園のうち延長保育時間		
私立安食保育園	安食保育園 7:00~19:00 18:00~19:00			: 00		
私立みなみ栄保育園	7:00~2	20:00	18	: 00~20	: 00	
利用状況	26年度 27年度		28年度	29年度	30年度	
(実人数)	一人	34人	32人	55人	24人	

• 通常の保育時間(8時間)のほかに時間外保育を実施しています。さらに11時間を超える保育について、延長保育事業として実施しています。

#### (6) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的 に保育等する事業です。

単位:人/延べ

11.4W \\ \( \chi \chi \chi \chi \chi \chi \chi \chi	定員3人/1日						
	水・土・日曜日、祝日、年末年始除く						
北総栄病院	(平成27	年3月から	開始)				
「栄町病児ルーム」	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
		89人	82人	118人	62人		

#### (7) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、すべての妊婦が医療機関で定期的な健診を受けることができるよう、受診券を配布しています。

単位:人

実施場所	実施体制		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
夕匠凌姒即	夕原唐機則 天計	実人数	176人	161人	166人	159人	120人
各医療機関	委託	延人数	1,259人	1,108人	1,111人	1,328人	924人

※妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せ、国が示す妊娠期における健診回数14回分の妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健診の適切な受診と補助券の利用について、啓発を行います。

#### (8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位:人

実施機関	実施体制	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
福祉 • 子ども課	子育て支援総合 コーディネーター (キッズランド)	127人	95人	107人	91人	78人

#### (9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位:人

実施機関	実施体制	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
福祉・子ども課	保健師 助産師等専門職	15人	5人	6人	5人	4人

#### (10) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童(小学生)に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### ■小学校の児童生徒数の推移

各年度3月1日現在

単位:人

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学校数	6	4	4	4	4
学級数	4 1	3 4	3 5	3 5	3 4
于似级	(53)	(45)	(45)	(45)	(45)
児童数(人)	7 9 5	7 5 9	7 4 1	7 4 4	7 2 2
1年生	1 2 7	1 2 4	1 3 1	1 3 2	1 1 4
2年生	1 1 5	1 2 4	1 2 7	1 2 9	1 2 7
3年生	1 3 1	109	1 2 2	1 2 4	1 2 8
4年生	1 2 1	1 3 2	108	1 2 1	1 2 5
5 年生	1 5 2	1 2 0	1 3 2	109	1 2 1
6 年生	1 4 9	1 5 0	1 2 1	1 2 9	107

\*学級数の()は特別支援学級含む

#### ■ 放課後児童クラブの状況 (平成27年4月1日から)

区 分	竜角寺台 安食台		安 食	布 鎌			
場所	竜角寺台小学校内	安食台小学校内	安食保育園内	布鎌小学校内			
定員	30人	60人	60人	30人			
対 象	小学校1年生から小	学校6年生					
	月曜日から金曜日	小学校の放課後から	18:30 (19:00) [公	\$設公営]			
開所時間	土曜日、夏季・冬季休暇、学年期末休業期間7:00から18:30 (19:00)						
				[公設公営]			

#### ■ 放課後児童クラブ児童数の推移

#### (平均登録人数) 単位:人

	クラブ名	学年	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
八部八份	竜角寺台	1~3年生	1 9	2 1	1 5	1 6	1 9
公設公営	电用寸口	4~6年生	5	4	5	6	9
八弐八八半	<b>生</b>	1~3年生	2 0	5 0	5 5	6 1	4 0
公設公営	安食台	4~6年生	5	7	8	1 5	2 8
公設民営	<b>学</b> A	1~3年生	3 7	3 8	4 6	5 1	6 3
委託	安食	4~6年生	8	9	9	4	2
民設民営	布鎌	1~3年生	6	3	6	1 0	1 3
戊苡氏呂	717 或来	4~6年生	6	2	1	1	3
合計		1~3年生	8 2	1 1 2	1 2 2	1 3 8	1 3 5
	口 戸	4~6年生	2 4	2 2	2 3	2 6	4 2

#### (11) 放課後児子ども教室の状況

平成27年度から順次開催し、現在では3つの小学校内で放課後子ども教室を開催しています。 放課後児童クラブとの連携により一体的な運営を行っています。

単位:人/延べ

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
安食	開催回数		_		_	10	H30.10 月より開催 毎月第1・第3 木曜日 下校後~17:00
	参加人数			_	105	(11月~3月は ~16:30)	
安食台	開催回数	16	23	18	19	19	毎月第2・第4木曜日 下校後~17:00
	参加人数	354	865	253	237	387	(11月~3月は ~16:30)
布鎌	開催回数	16	16	18	19	19	毎月第2・第4木曜日 下校後~17:00
1124株	参加人数	144	153	207	269	273	(11月~3月は ~16:30)

#### (12) 子育て世代包括支援センター(平成29年度~)の状況

妊婦期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、平成29年10月に新たに「子育て包括支援センター」を設置しました。妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口として、保健師等による母子保健や子育て全般に関する相談支援を行っています。

単位:人

内容	項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
子育てケアプラン作成	作成人数	_	_	_	42人	75人
子育て相談	相談件数	_	84 件	152 件	155 件	283 件
妊婦ヘルパー助成	利用者数	_	2人	0人	1人	0人
産後ケア	利用者数	_	_	_	0人	1人
マタニティ・乳児タク	発行人数		_	_	82人	52人
シー利用助成	利用枚数	_		_	69 枚	124 枚

<sup>\*</sup>子育てケアプラン作成、産後ケア、マタニティ・乳児タクシー利用助成は、平成29年10月開始



#### 4 アンケート結果から見る現状

# 1 調査の目的

「栄町第2期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、子ども・子育て支援に関わる住民の実情や意向などを把握した上で、教育・保育や子育て支援関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施したものです。

## 2 調査の方法

本調査は、就学前のお子さんをお持ちの町民を対象とした「就学前児童保護者アンケート」、小学生のお子さんをお持ちの町民を対象とした「小学生児童保護者アンケート」の2種類に分類されます。このうち、「就学前児童保護者アンケート」については、国が示す調査・設問項目等を踏まえ実施したものであり、「小学生児童保護者アンケート」については、町が任意で調査を実施したものとなっています。

,	調査種別	就学前児童保護者アンケート	小学生児童保護者アンケート
調査地域	रें	栄町	全域
調査対象	Ę	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査方法		0歳児は郵送による配布・回収	小1は学校への配布・回収
间面工力及	<u> </u>	保育園・幼稚園への配布・回収	児童クラブへの配布・郵送回収
調査期間	1	平成31年1月21日	~平成31年2月4日
票数等	配布数	440 人	206 人
	回収数 379 人		157 人
	回収率	86.1 %	76.2 %
	·		

# 3 その他

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を母数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- 選択肢のうち、選択できる数については、各設問文にあるとおりです。また、設問が複数項目ある場合は、次のような表記であらわしています。

(SA): 単数回答 (MA): 複数回答 (数量): 数値回答



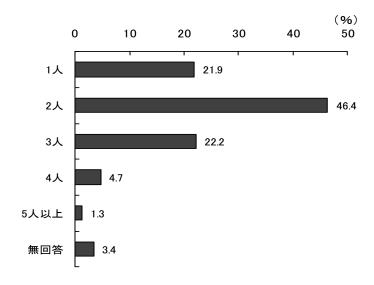
# Ⅱ 就学前児童保護者アンケート調査結果

# 1 子どもや家族の状況

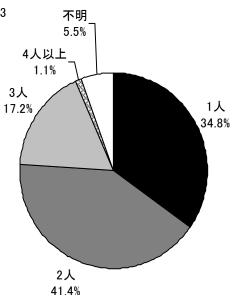
#### ○きょうだいの人数(数量)

回答者のお子さんのきょうだいの人数は、2人が46.4%と最も多く、次いで3人が22.2%、1人が21.9%となっています。前回と比べると、3人きょうだいがと1人を上回っています。



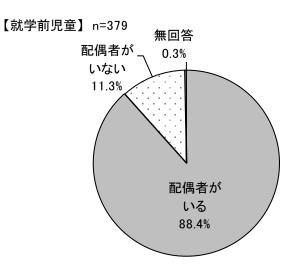


前回 【就学前児童】(数量) n=273



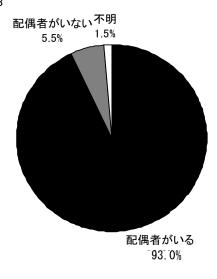
### 〇配偶者の有無 (SA)

回答者の配偶者の有無は、配偶者がいる方は88.4%、いない方は11.3%となっており、前回に比べ、ひとり親が増加傾向となっています。



前回

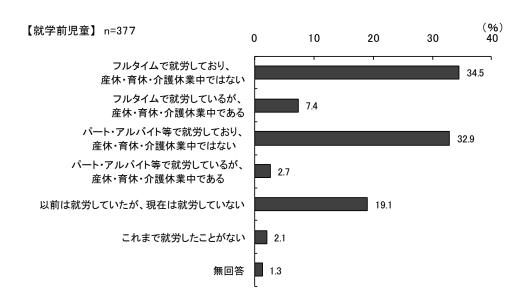
【就学前児童】(SA) n=273



### 2 保護者の就労状況

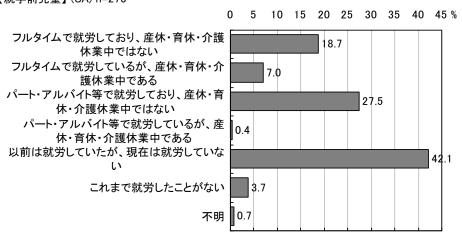
#### ①母親

母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.1%となっています。就労の割合が前回に比べ多い結果ですが、これはアンケート対象者の殆どが、保育園等の利用者であることが原因の一つです。



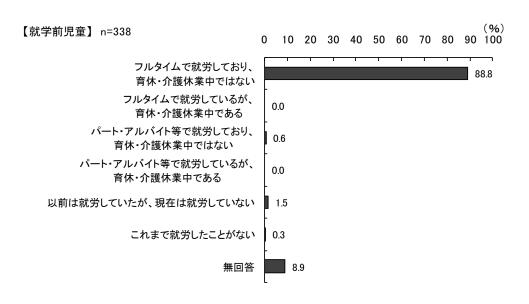
前回

【就学前児童】(SA) n=273



#### ②父親

父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、88.8%で最も多くなっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1.5%と前回に比べ、微増しています



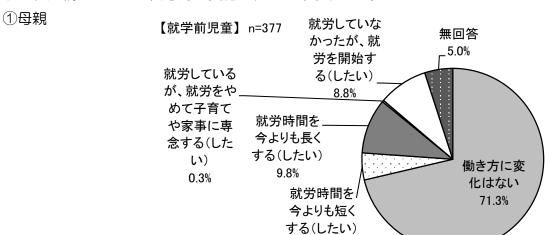
前回 【就学前児童】(SA) n=273

10 20 30 40 50 60 70 80 % フルタイムで就労しており、産休・育休・介護 7\$.5 休業中ではない フルタイムで就労しているが、産休・育休・介 護休業中である パート・アルバイト等で就労しており、産休・育 0.7 休・介護休業中ではない パート・アルバイト等で就労しているが、産 0.0 休・育休・介護休業中である 以前は就労していたが、現在は就労していな 0.4 LJ これまで就労したことがない 0.0 23.4 不明

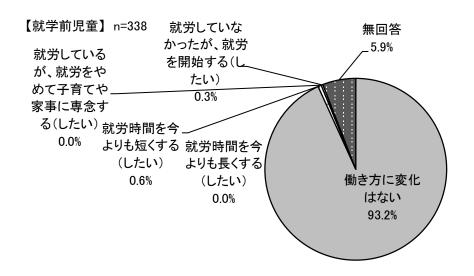
幼児教育・保育の無償化によって働き方を変える予定について

母親においては「働き方に変化はない」が 71.3%となり、「就労を長くしたい」「就労を開始する」が合計で、13.6%、「就労を短くしたい」「就労をやめる」の合計が 5.1%となっています。

また、父親については働き方に変化は、ほぼありません。



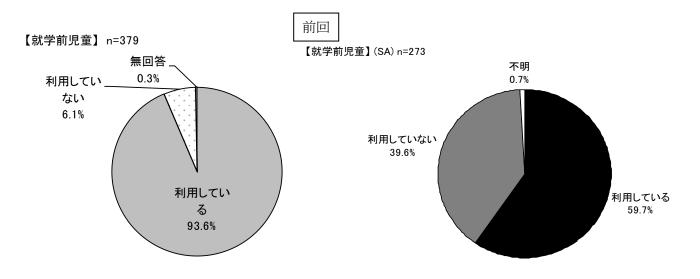
#### ②父親



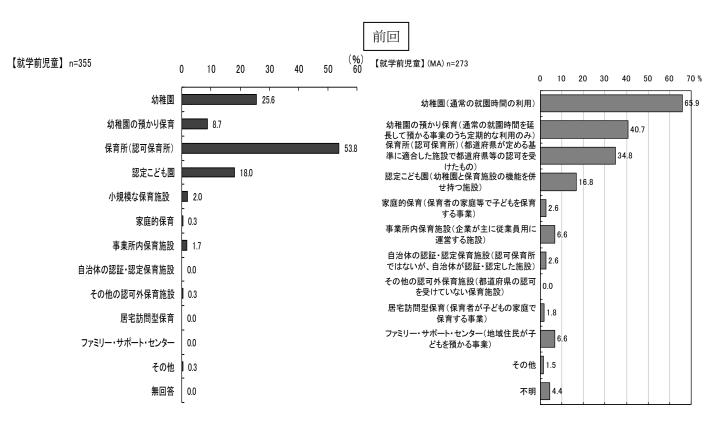
4.8%

## 3 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

幼稚園や保育所などの利用状況については、利用している方が93.6%、利用していない方が6.1%となっています。前回に比べ多い結果ですが、アンケート対象者の殆どが、保育園等の利用者であることが原因の一つです。

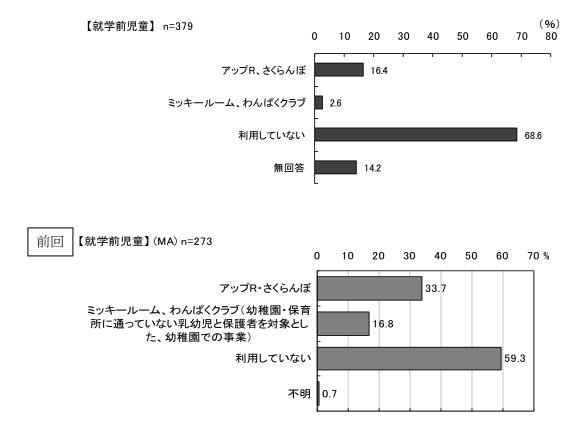


定期的に利用したい教育・保育事業については、「保育所(認可保育所)」が53.8%で最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時の利用)」が25.6%、「認定こども園」が18.0%となっています。

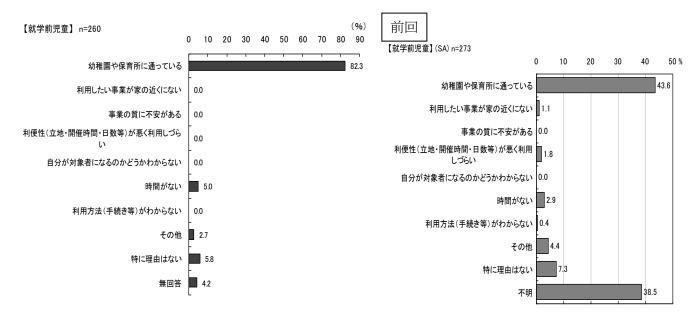


### 4 地域の子育て支援事業の利用状況

栄町の子育て支援事業の利用状況については、「利用していない」が68.6%と最も多く、次いで「アップR・さくらんぼ」が16.4%、となっています。前回に比べ「利用していない」が微増しています。前回に比べ多い結果ですが、アンケート対象者の殆どが、保育園等の利用者であることが原因の一つです。



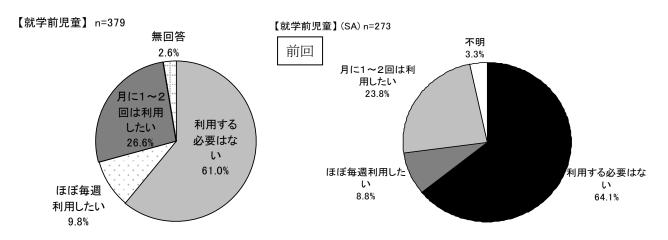
利用していない原因は、前回と同様「幼稚園や保育園に通っている」が一番多い結果です。



### 5 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

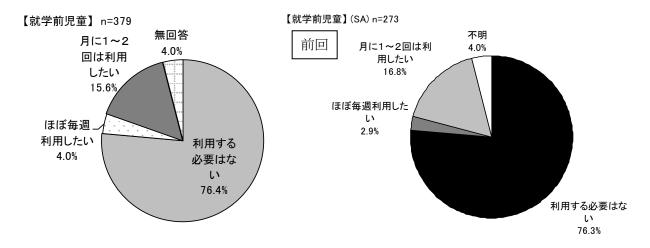
#### ①土曜日

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が 61.0%で最も多く、次いで「月に1~2回は利用したい」が 26.6%、「ほぼ毎週利用したい」が 9.8%となっており、前回に比べ、利用したい保護者が微増しています。



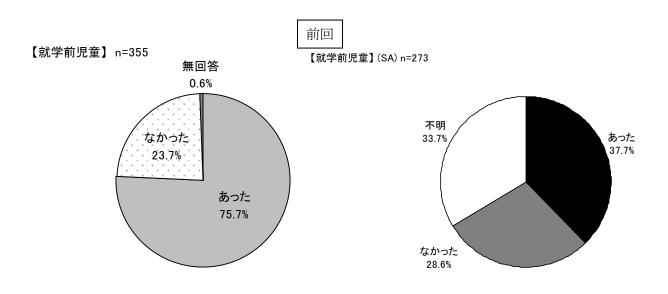
#### ②日曜•祝日

日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が76.4%で最も多く、次いで「月に1~2回は利用したい」が15.6%、「ほぼ毎週利用したい」が4.0%となっており、前回と比べほぼ変動はありません。

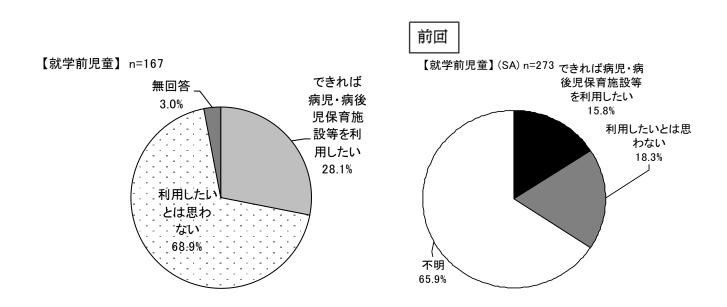


# 6 病気の際の対応や健康づくり

1年間で病気やケガで通常の事業を利用できなかったことについて、あった方は75.7%で前回に比べ多くなっていますが、アンケート対象者の殆どが、保育園等の利用者であることが原因の一つです。

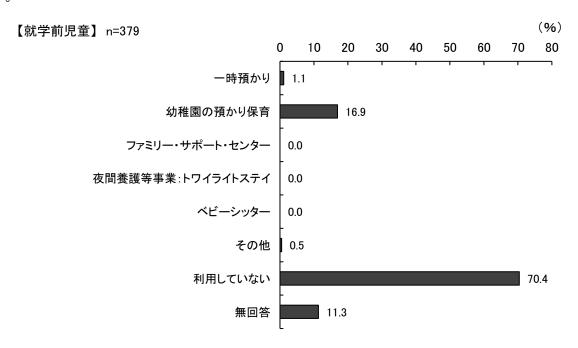


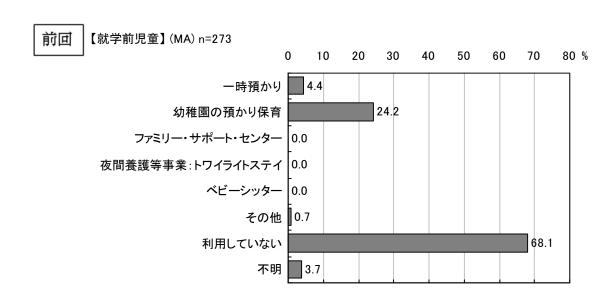
事業を利用できなかった際に「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った方は、28.1%と前回に比べ増えています。



# 7 不定期な保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

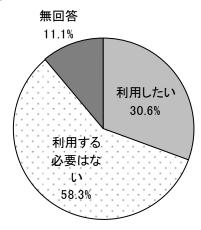
不定期に利用しているサービスの利用状況については、利用していない方が 70.4%で最も多く、次いで、幼稚園の預かり保育が 16.9%、一時預かりが 1.1%となっており、前回に比べ減少しています。





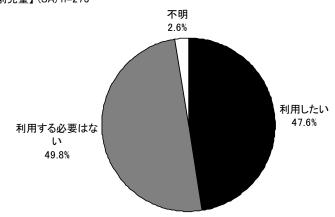
今後利用する可能性の有無については、利用したい方が30.6%、利用する必要はないとする方は58.3%となっており、今後の利用は減少傾向です。

【就学前児童】n=379



前回

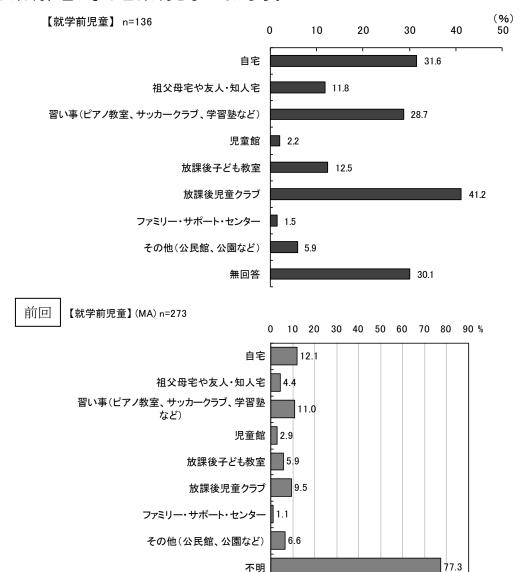
#### 【就学前児童】(SA) n=273



# 8 5歳以上の子の就学後の放課後の過ごし方希望

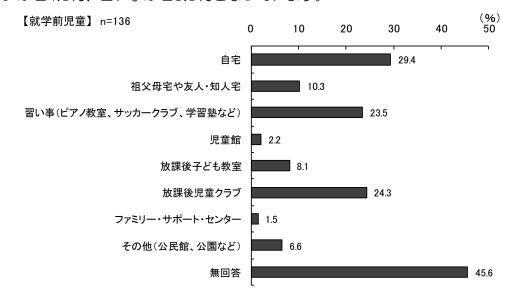
#### ○低学年 放課後の望ましい過ごし方 (MA)

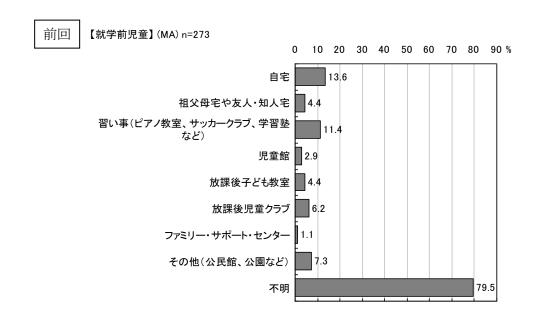
低学年における放課後の望ましい過ごし方は、放課後児童クラブが 41.2%で最も多く、次いで、 自宅が 31.6%、習い事が 28.7%となっています。



#### ○高学年 放課後の望ましい過ごし方 (MA)

高学年における放課後の望ましい過ごし方については、自宅が 29.4%で最も多く、次いで、放課後児童クラブが 24.3%、習い事が 23.5%となっています。





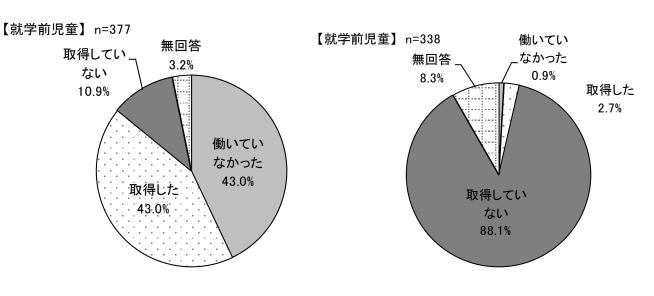
# 9 育児と仕事を両立するための支援制度

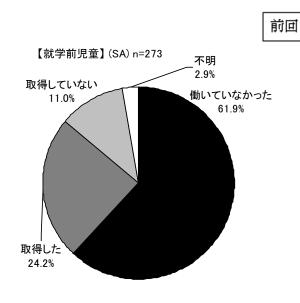
母親の育児休業の取得状況については、取得した方は 43.0%、取得していない方は 10.9%となっています。

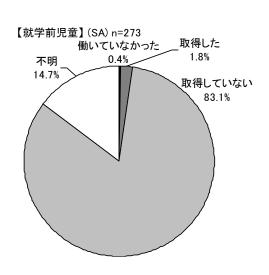
父親の育児休業の取得状況については、取得した方は 2.7%、取得していない方は 88.1%となっています。

#### 〇母親 育児休業の取得状況 (SA)

〇父親 育児休業の取得状況 (SA)

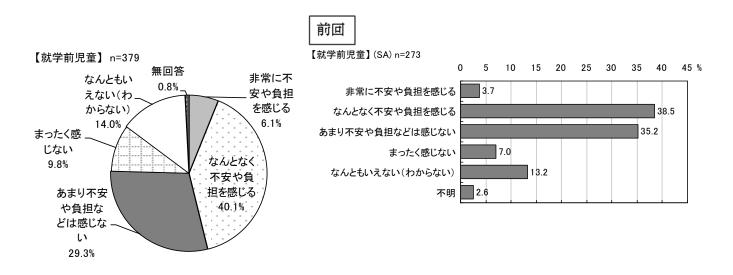




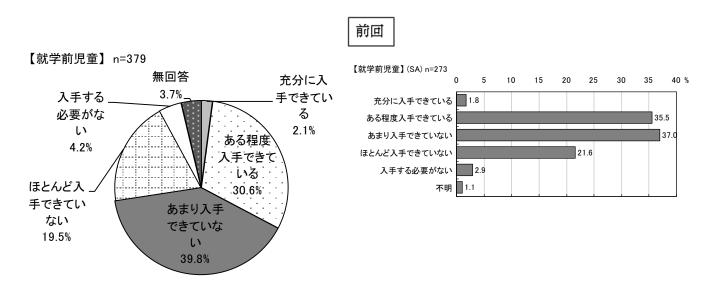


### 10 子育て全般

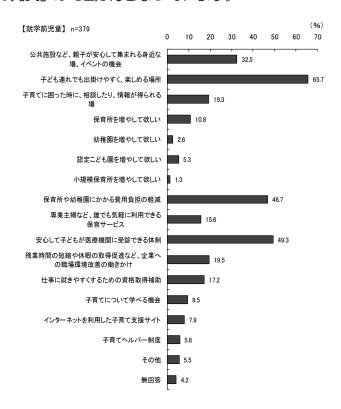
子育てに関する不安感や負担感については、「なんとなく不安や負担を感じる」の 40.1%、「非常に不安や負担を感じる」の 6.1%の合わせた割合は 46.2%となっており、前回よりも増えています。 また、「あまり不安や負担などは感じない」の 29.3%、「まったく感じない」の 9.8%を合わせた割合は 39.1%となっています。



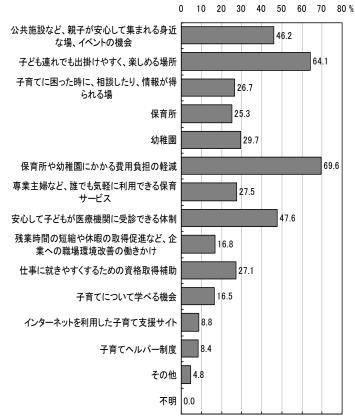
福祉サービスの情報の入手状況については、「充分に入手できている」の 2.1%、「ある程度入手できている」の 30.6%を合わせた割合は 32.7%となっています。また、「あまり入手できていない」の 39.8%、「ほとんど入手できていない」の 19.5%の合わせた割合は 59.3%となっています。「入手する必要がない」は 4.2%となっています。



栄町に充実を期待する子育て支援については、「子ども連れでも出かけやすく、楽しめる場所の充実」が 65.7%で最も多く、次いで、「安心して子どもが医療機関に受診できる体制」が 49.3%、「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」が 46.7%、「公共施設など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会の充実」が 32.5%となっています。



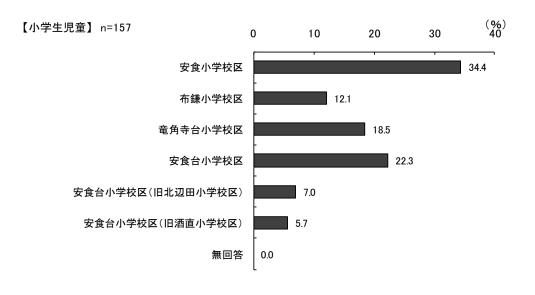
前団 【就学前児童】(MA) n=273

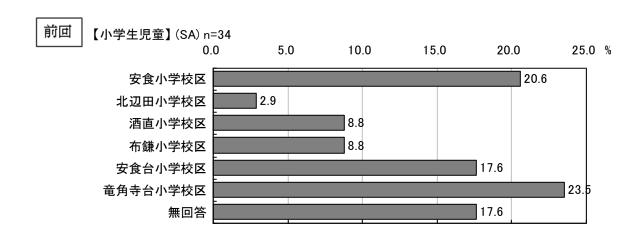


# Ⅲ 小学生児童保護者アンケート調査結果

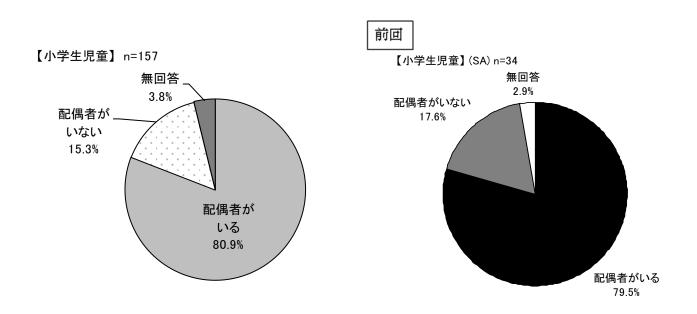
# 1 子どもや家族の状況

回答者の地区(小学校区)は、安食台小学校区(旧北辺田小、旧酒直小地区含む)が 35.0%で最も多く、次いで、安食小学校区が 34.4%、竜角寺台小学校区が 18.5%となっています。

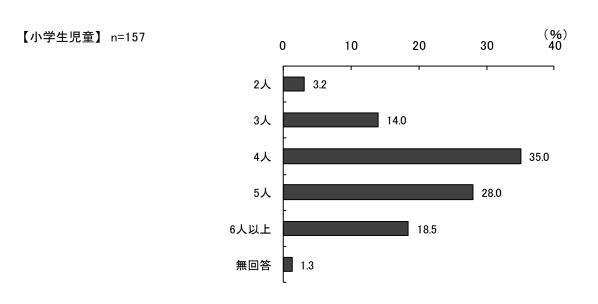


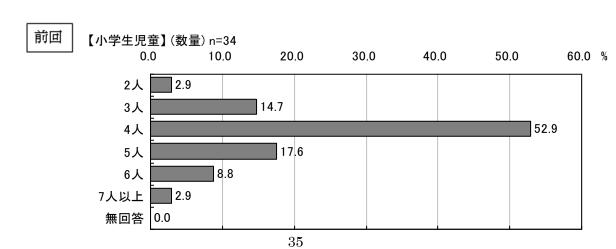


回答者の配偶者の有無については、配偶者がいる方は80.9%、配偶者がいない方は15.3%となっており、前回とほぼ同じ状況です。



同居家族の人数は、4人が35.0%で最も多く、次いで、5人が28.0%、6人以上が18.5%となっています。

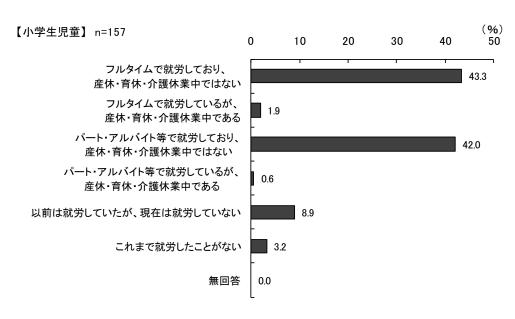




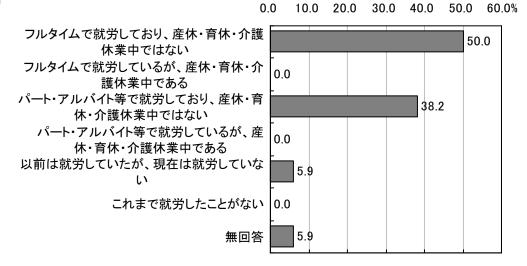
## 2 保護者の就労状況

#### ①母親

母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 43.3% で最も多く、次いで「パート・アルバイトで就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」が 42.0% となっています。

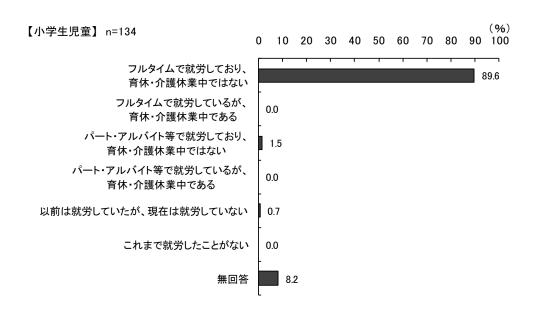


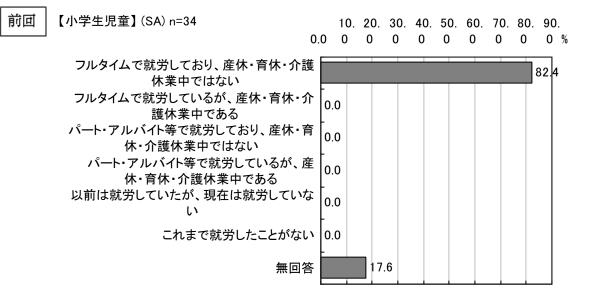
前回 【小学生児童】(SA) n=34



### ②父親

父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が89.6%で最も多くなっています。

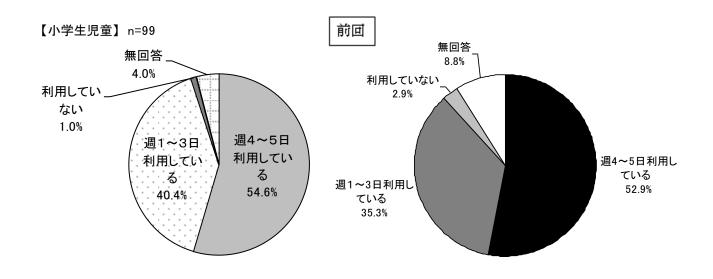




# 3 放課後などの過ごし方

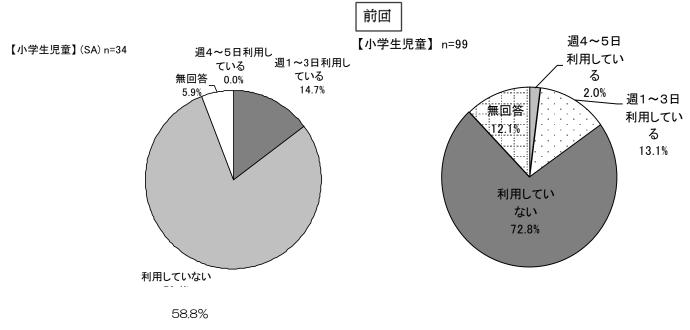
### 〇平日 放課後児童クラブ利用状況 (SA)

平日の放課後児童クラブの利用状況については、「週4~5日利用している」が54.6%で最も多く、次いで「週1~3日利用している」が40.4%、「利用していない」が1.0%となっています。



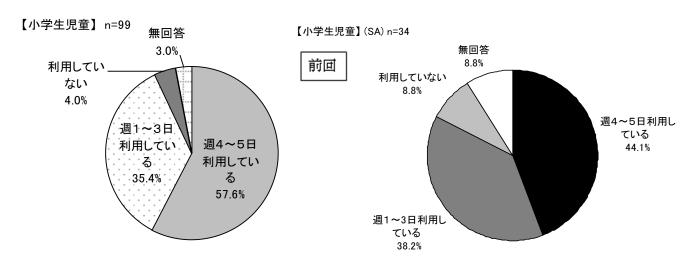
### 〇土曜日 放課後児童クラブ利用状況 (SA)

土曜日の放課後児童クラブの利用状況については、「利用していない」が72.8%で最も多く、次いで「1~3日利用している」が13.1%となっており、前回に比べ、土曜日の利用が少なくなっています。

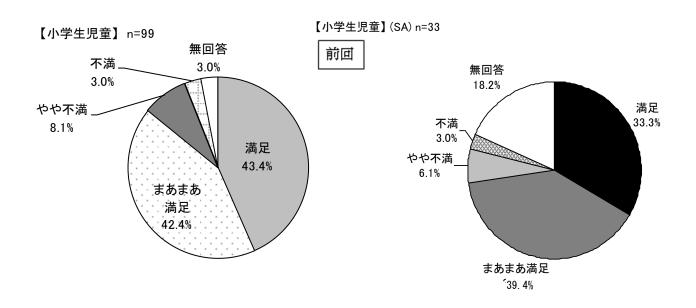


### 〇長期休業 放課後児童クラブ利用状況 (SA)

長期の休業時の放課後児童クラブの利用状況については、「週4~5日利用している」が57.6%で最も多く、次いで「週1~3日利用している」が35.4%、「利用していない」が4.0%となっています。

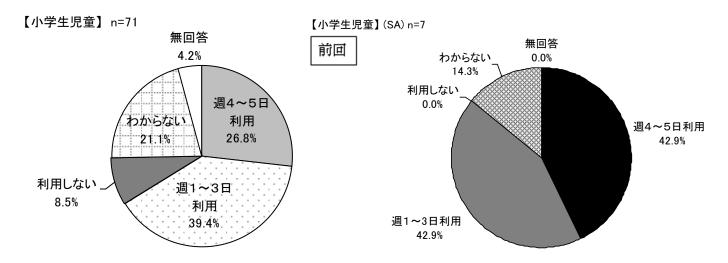


放課後児童クラブの利用者の満足度については、「満足」の 43.4%、「まあまあ満足」の 42.4%を 合わせた割合は 85.8%となっており、前回の 72.7%よりも、満足度は増加しています。



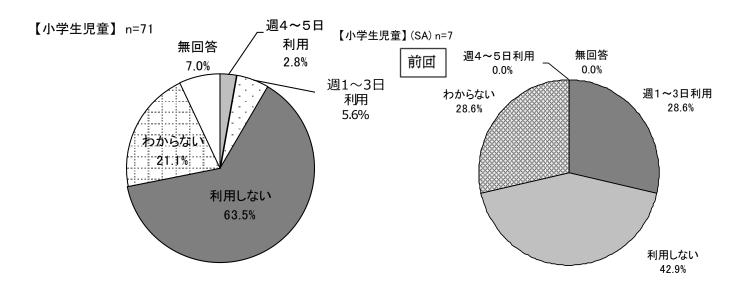
### 〇平日 高学年での利用意向 (SA)

平日高学年での利用意向については、「週4~5日利用」が26.8%、「週1~3日利用」が39.4%、「利用しない」が8.5%、となっており、前回に比べると高学年の利用は減少傾向にあります。



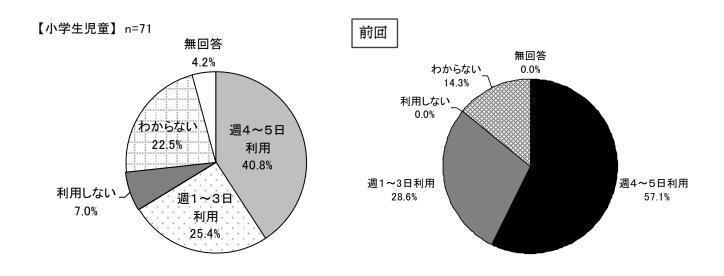
### 〇土曜日 高学年での利用意向 (SA

土曜日の高学年での利用意向については、「利用しない」が63.5%、「わからない」が21.1%「1~3日利用」が5.6%、、「4~5日利用」が2.8%となっています。



### 〇長期休業 高学年での利用意向 (SA)

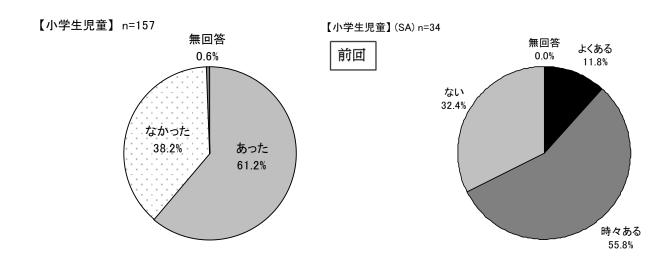
長期休業での高学年での利用意向については、「週4~5日利用」が 40.8%、「週1~3日利用」が 25.4%、「わからない」が 22.5%、「利用しない」が 7.0%となっており、前回よりも利用の減少 が見込まれます。



# 4 病気の際の対応

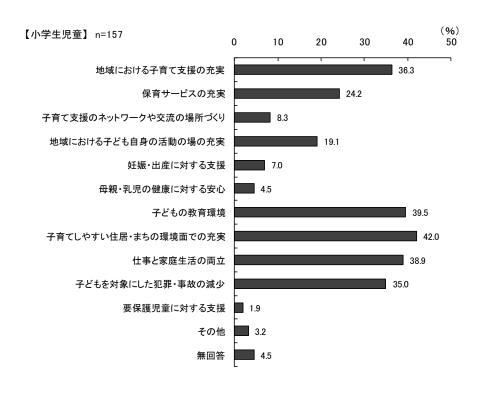
### ○夜の発熱等、対応に迷った経験(SA)

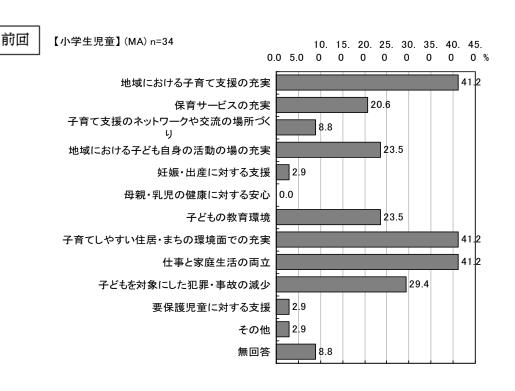
夜に病気になった際の対応に迷った経験の有無については、「あった」が61.2%、で、前回の「時々ある」、「ない」の合計67.6%に比べ微減となっています。



## 5 子育て全般

子育てをする中で有効と感じられる栄町の子育て支援や取り組みについては、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が42.0%と最も多く、次いで「子どもの教育環境の充実」が39.5%、「仕事と家庭生活の充実」が38.9%、「地域における子育ての充実」が36.3%、「子どもを対象にした犯罪・事故の減少」が35.0%となっています。





### 5 策定にあたっての課題

【ニーズ調査から求められるサービスのポイント】

- ・ニーズに対応した教育・保育環境の整備及び充実 アンケート結果から、未就学児の母親の就労が前回の調査から増加している事や幼児教育・保 育の無償化による共働き家庭の増加に対応するため、さらなる保育の受け皿の整備や充実が求 められています。
- 地域における子育て支援サービスの充実 アンケート結果から、未就学児童の家庭では、子育てに関して半数以上の方が不安や負担を感じている事から、地域や関係機関と連携し妊娠期から切れ目のない支援を行い、地域で安心して子育てができる環境整備を図っていくことが求められています。
- ・安心して子どもが医療機関に受診できる体制 引き続き、町内に小児科を設けるなどの働き掛けが必要です。
- ・公共施設など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会の充実 未就学児だけでなく、小学生も利用できるような施設や公園・遊び場の遊具整備などの検討が 必要です。
- ・きめ細やかな取り組みが必要な家庭への支援の充実 核家族の増加により、急に子どもを預かる事ができる事業等、多様なニーズに対応できるよう な事業展開を図っていくことや、ひとり親や障がいのある家庭などにも支援を拡充するような 取り組みが必要です。



# 第3章 計画の基本理念及び施策の展開

### 1 基本理念と目指す子どもの姿

第1期計画において基本理念を「どこの子どもも地域の子」として町全体で子育て家庭を支え、子育てしやすい町づくりを目指してきました。本計画においても、第1期計画の基本理念を継承していくこととします。

- 〇子ども・子育て支援法に明記されているとおり、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという」基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識の下に、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下を踏まえ支援を進めていく必要があります。
- 〇子育て家庭だけではなく、地域全体で次世代を担う子供たちを育てていくことのできる環境、 子どもが地域社会の一員として郷土に愛着を持ちながら、のびのびと育つことでき、安全で安 心して育つことのできる地域づくりが必要となりなす。
- 〇栄町の未来を切り開いていく子どもたちが栄町を愛し、幅広い国際性と社会性を身に付けた人間性豊かな心、夢や希望をかなえていけるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支えあう取り組みを強化し、優しさあふれるまちをつくっていくことを基本的な理念とします。

《基本理念》

どこの子どもも地域の子 ~支えあい・気づきあい・育ちあい~

### 2 基本目標

本計画では、基本理念に基づき子ども・子育て支援の充実を図るために、3つの基本目標を 掲げます。

### 1 子育て環境の充実

子育てをしているすべての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、地域における 多様な資源や人材を活用し、行政と地域が一体となってさまざまな子育て支援事業の推進を図りま す。

また、一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、その育ちを支援するため、教育・保育のさらなる質の向上を目指し、教育・保育の実施主体への支援も含めた施策の推進に取り組みます。

### 2 母子の健康の確保及び増進

安心して、妊娠・出産することができ、ゆとりを持って健やかに子どもを育てる家庭づくりを支援し、子どもの発達や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。

### 3 きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

養育支援を必要とする家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭、障がいのある子どもがいる家庭など、 きめ細かな支援が必要な家庭や子どもが健やかに成長することができるよう、支援の充実を図りま す。



### 3 施策体系

基本理念の実現に向けて、次の施策体系に基づく取り組みを進めていきます。

### 〈基本理念〉

### 〈基本目標〉

### 〈施策の方向性〉

# (

子育で環境の充実

- (1) 幼児期の教育・保育サービスの充実
- (2)地域における子育て支援サービスの充実
- (3)教育・保育の体制の整備
- (4)子育て支援のネットワーク づくり

2 母子の健康の確保 及び増進

(1)安心安全な妊娠・出産の支援 (2)子どもの健康確保と不安を軽 減させるための支援の充実

3 **きめ細かな取り組み** が必要な家庭や子ど

もへの支援の充実

- (1)虐待防止対策の充実
- (2)ひとり親家庭、生活困窮家庭等における日常生活支援、経済的支援等の充実
- (3) 障がいのある子どもの生活 保健福祉の充実
- (4) 不妊治療の経済的負担の軽減

### 4 施策展開

施策を展開し、次のような事業に取り組みます。なお、新規・拡充事業は【 】に示しています。

### 1 子育て環境の充実

### (1) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容の充実を図るとともに、保育施設の整備の整備 を進め、ソフトとハード両面での保育サービスの充実に取り組みます。

### ①保育内容の充実

延長・休日保育、乳児保育、一時保育など保育ニーズの変化に応じた受け入れ態勢の整備を図り、子育て家庭が利用しやすい保育内容を導入します。

一時預かり事業 福祉・			
事業内容	事業内容 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主		
	て昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その		
	場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。		
今後の目標	「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事業」において	定めます。	
延長保育事業		福祉・子ども課	
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間	以外の日及び時間	
	において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事	業です。	
今後の目標	「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事業」において	定めます。	
管外委託保育事	業	福祉・子ども課	
事業内容	保護者の勤務場所等の都合で他の市町村の保育所に入所できま	<b>ਰ</b> .	
今後の目標	子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き他市町村の保育 する保護者に支援を行います。	所への入所を希望	
保育を担う人材	の確保支援事業【新規】	福祉・子ども課	
事業内容	保育士の処遇改善に取り組む民間保育園等へ補助金の交付を行	い、職場への定着	
	や質の高い人材の確保を図ります。また、民間保育園等が待機児童解消のため		
	新たな人材を確保した場合に補助金を交付するとともに、保育士の業務負担軽		
のための保育補助者の支援を行います。			
今後の目標	待機児童解消のため引き続き事業を実施します。		

### ②民間保育施設の整備助成

民間事業者が保育施設を建設する場合に施設整備助成を行い保育環境の整備を図ります。

	民間保育施設の整備促進【拡充】		福祉・子ども課
=	事業内容 民間事業者が認可保育施設を整備する場合に施設整備助成を行い保育環境の整		
	備を図ります。また、子育てと仕事の両立を図るため、企業主導型などの		
	内保育施設等についても地域や企業のニーズに応じて支援を行います。		います。
	今後の目標	関係機関と連携し、設置についての啓発や情報提供を行います	- o

### ③経済的支援の充実【新規】

幼児教育・保育	の無償化事業【新規】	福祉・子ども課
		学校教育課
事業内容 国の基準に基づき、3~5歳まで、また住民税非課税世帯の0~		~2歳までを対象
	に幼稚園、保育園、認定こども園等の保育料を無償化します。	
	また、年収360万円未満相当世帯、第3子以降の子が、保育	園等を利用する場
	合、国の制度に準じて副食費を免除します。	
今後の目標	令和元年度 10 月から事業を開始、引き続き事業を実施します。	
実費徴収に係る	5補足給付【新規】	学校教育課
事業内容	年収360万円未満相当世帯、第3子以降の子が、新制度未移	行の幼稚園を利用
	する場合、国の制度に準じて副食費の助成を行います。	
今後の目標	令和元年度 10 月から事業を開始、引き続き事業を実施します。	0
保育料負担軽減	域対策事業	福祉・子ども課
事業内容	保護者の子育て負担の軽減を図るため、国の基準から保育料を	減額します。
今後の目標	2歳以下の保育料について、引き続き事業を実施します。	
多子世帯支援事	5業→多子世帯保育料助成事業★	福祉・子ども課
事業内容	  保育園等に通園している第3子以降の保護者に対し、保育料を	助成します。
今後の目標	幼児教育・保育の無償化により、対象者は減少しますが、今後ます。	も継続して助成し
赤ちゃん子育で	[支援事業⇒出産祝金支給事業★【拡充】	福祉・子ども課
事業内容	少子化対策として次代を担う子どもたちと、その親が住み続 <sup>r</sup>	けたいまちを目指
	し、出産お祝い金を支給します。なお、令和元年6月からは、支	た給方法を出産時、
	1歳時、2歳時にそれぞれ支給しています。	
今後の目標	支給額を増額する方向で、今後も継続して支給します。	
第3子以降の給食費の無償化事業【新規】 学校教育課		
事業内容	事業内容 第3子以降の児童についての給食費について、免除します。	
今後の目標	引き続き事業を実施します。	

### (2) 地域における子育て支援サービスの充実

地域で子育てがしやすいように、子育てに関する事業の実施や相談窓口を設けるなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、これらの事業を有効に活用してもらうために、子育てに関する情報提供を行っていきます。

### ①地域子育て力の向上

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

地域子育て支援	拠点事業【拡充】	福祉・子ども課
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育で	てについての相
談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。		
	基本的な事業として、	
	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
	②子育て等に関する相談、援助の実施	
	③地域の子育て関連情報の提供	
	④子育て及び子育て支援に関する講習等、を実施します。	
	また、新たな拠点のあり方(開所時間の拡大や出張キッズラ)	ンド等)を検討
	します。	
今後の目標	「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事業」において気	Èめます。
病児・病後児保	是育事業	福祉•子ども課
事業内容	子どもが病気又は病気の回復期において、保護者が就労している	場合等に自宅で
	の保育が困難な場合に、北総栄病院内「栄町病児ルーム」にて、	病児・病後児保
	育を行います。	
今後の目標	継続事業として「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事	業」において定
	めます。	
児童クラブ運営	舍事業	福祉・子ども課
事業内容	保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童(小学生)に対し	、授業の終了後
	に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与	えて、その健全
	な育成を図ります。	
	なお、平成30年度において竜角寺台児童クラブの施設整備を写	実施しています。
     今後の目標	継続事業として「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事	業」において定
フラット	めます。	
放課後ふれあい	教室運営事業	生涯学習課
事業内容 小学校児童を対象として、放課後の安心・安全な活動拠点を設け、地域		大地域の方々の
参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等の様々な取組を行ない、豊かな人		1、豊かな人間性
を育みます。		
会後の日畑	児童クラブと連携した取り組みをしながら、全ての小学校での実	施を目標として
今後の目標	引き続き事業を実施します。	

子育てヘルパー	子育てヘルパー派遣事業 福祉・子ども記		
事業内容	事業内容 就学前の児童がいる家庭で、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方を		
	象にヘルパーを派遣し、育児及び家事の援助を提供します。		
今後の目標	関係機関と連携し、引き続き実施します。		
ファミリー・サ	ファミリー・サポート・センター事業【新規】 福祉・子ども記		
事業内容 子育ての手助けをして欲しい方(利用会員)と子育ての手助けをしたい方(		としたい方(協力	
	会員) が会員になり、子どもの預かりや送迎などを有償で行う地域のサポート		
<b>業です。</b>			
今後の目標	「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事業」において気	<b></b>	

### (3)教育・保育の体制の整備

教育・保育について事業を実施するだけでなく、保育の需要に的確に対応するための保育環境の整備支援を行うとともに、女性の就業率の増加に対応するため乳児の受入れ枠の拡大等を推進します。

	教育・保育の体制の整備推進		
事業内容 必要とするすべての家庭が利用できるよう、教育・保育の受け皿の拡充に多		の拡充に努めま	
す。			
	今後の目標	「第2部各論 第2章幼児期の教育・保育」において定めます。	

### (4) 子育て支援の体制の充実

平成 29 年 10 月に開設した子育て包括支援センターでは、妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口として、保健師等による母子保健や子育て全般に関する相談支援を行います。

また、保育園や幼稚園など地域の機関と連携を図り、子育て支援のネットワークの構築を行います。

子育て包括支援センター 福祉・子ども記		
事業内容	容 ぶれあいセンター1階に開設した「子育て包括支援センター」は、利用者支援事	
	業の「基本型」と「母子保健型」を一体的に行い、妊娠期から出	産・子育ての期
	間を通じ、切れ目ない支援を行います。	
今後の目標	「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事業」において気	Èめます。
子育て相談体制	の充実	福祉・子ども課
事業内容	乳幼児の発達・栄養・歯科相談事業を充実させ、育児不安を解消	肖します。また、
	保育園や幼稚園の巡回相談などの相談体制を充実させ、子どもの健やかな成長と	
	発達の支援を行います。	
今後の目標	今後も継続して実施して行きます。	
乳児家庭全戸記	乳児家庭全戸訪問 福祉・子ども	
事業内容	事業内容 すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児と保護者の状況の把握、	
	育てに関する情報の提供や子育ての相談・助言などを行います。	
今後の目標	今後の目標 「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事業」において定めます。	

### 5 母子の健康の確保及び増進

### (1) 安心安全な妊娠・出産の支援

妊娠出産に関する安全性と快適さを確保するため、正しい知識の普及啓発を行います。

また、妊娠・出産に関する健診や相談の機会を提供し、異常の早期発見、早期治療の機会を提供するとともに経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる体制づくりに努めます。 さらに、アンケート結果などからも要望のあるように、医療体制の充実のため、町内にない産科・小児科の誘致に引き続き取り組みます。

#### ①奸婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、 保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

女	£婦健診	福祉・子ども課
事業内容 妊婦健康診査14回、妊産婦歯科健診1回分の受診票を発行します。		妊婦健康診査14回、妊産婦歯科健診1回分の受診票を発行します。
	今後の目標	「第2部各論 第3章地域子ども・子育て支援事業」において定めます。

#### ②妊娠・出産時等の支援

妊産婦等の妊娠期及び産後の負担を軽減し、健やかな出産と乳児の成長のため、各種の事業を行います。

子育てケアプラン【新規】		福祉・子ども課	
事業内容 妊娠届提出時に、妊婦一人ひとりに町の子育てに関するサービス		スと各手続きにつ	
いてケアプランを作成し、妊娠・出産・子育て期を安心して過ご		ごせるようサポー	
	トします。		
今後の目標	平成29年度 10 月から事業を開始、引き続き事業を実施しま	す。	
妊婦ヘルパー助	成(妊婦支援助成金支給事業)	福祉・子ども課	
	ベビーシッター又はホームヘルパーを利用する妊婦に対し、その	の利用料を助成す	
	ることにより、安心とゆとりのある子育てを支援します。		
今後の目標	今後も継続して実施して行きます。		
パパママクラス	6	福祉・子ども課	
事業内容	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と仲間づくりを	支援するために、	
	妊婦とその家族を対象にパパママクラスを開催します。		
今後の目標	今後も継続して実施して行きます。		
産後ケア事業		福祉・子ども課	
事業内容	事業内容 出産後に家族等からの十分な家事・育児の援助が受けられない産婦及び乳児		
	町内の助産院で心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる		
	うに支援します。		
今後の目標 平成29年度 10 月から事業を開始、引き続き事業を実施します。		 ਰ	

マタニティ・乳	福祉・子ども課	
事業内容	事業内容 妊産婦等が、妊婦健診及び出産時等にタクシーを利用した場合に、その利用料	
	の一部を助成することにより、妊産婦等の妊娠期及び産後の負	担を軽減し、健や
かな出産と乳児の成長を支援します。		
今後の目標	平成29年度 10 月から事業を開始、引き続き事業を実施しま	す。
医療体制の充実【新規】		健康介護課
事業内容 アンケート結果などからも要望のある医療体制の充実のため、町内にない産利		町内にない産科の
誘致に取り組みます。		
今後の目標	医療体制の充実に向け、今後も取り組んでいきます。	

### (2) 子どもの健康確保と不安を軽減させるための支援の充実

乳幼児の健康の保持増進のため、健康教育、健康診査等により疾病や障がいを早期に発見し、 子どもの健康の確保に努めるとともに、乳幼児の発育・発達を確認し、家庭訪問や育児相談を通 じて保護者の不安に寄り添い、助言することができる体制づくりに努めます。

### ① 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の発育・発達を確認し、疾病や障がいを早期に発見に努めるとともに、育児不安の軽減を図ります。また、未受診児に対しては家庭訪問を行い、育児や成長発達に関する助言、様々な情報提供を行なうなど育児不安に早期に対応できる体制の確立に努めます。

乳幼児健康診査 福祉・子ど		
事業内容 乳児健康診査の受診票を2回分発行します。		
	また、1歳6ヶ月児、2歳児歯科、3歳児に対する集団健康診	<b>診査を実施し、疾</b>
	病等の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すと	こともに、育児不
	安の軽減を図ります。	
今後の目標	今後も継続して実施して行きます。	
子どもの歯・食	· 育	健康介護課
事業内容	5、6か月モグモグ教室、10・11か月児はみがき教室、2歳	半児歯科などを
	実施し、離乳食やお子さんのはみがきなどの指導により、乳幼児の健全な乳	
	育・発達を支援します。	
今後の目標	今後も継続して実施して行きます。	
医療体制の充実	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	健康介護課
事業内容 アンケート結果などからも要望のある医療体制の充実のため、町内にな		町内にない小児
	科の誘致に取り組みます。	
今後の目標	医療体制の充実に向け、今後も取り組んでいきます。	

### ②予防接種事業

予防接種の内容や時期、実施する医療機関等の周知を図るとともに、転入者、未接種者への個別通知を強化し、接種率の向上に努めます。

予防接種【拡充】		福祉・子ども課	
事業内容 感染症予防のため、乳幼児・就学児童を対象に定期予防接種を実施します。		施します。未接	
		種者を把握し、接種勧奨を行います。	
		また、新たな予防接種の実施を検討していきます。	
今後の目	]標	今後も継続して実施して行きます。	

### ③医療費助成

児童等の入院および通院の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

17	子ども医療費等助成事業【拡充】 福祉・子ども誤					
事業内容 令和元年度より、対象者を高校生までに拡大し、入院および通院の						
		し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。				
	今後の目標	今後も継続して実施して行きます。				
ひとり親家庭等助成事業			福祉・子ども課			
llln	<b>『</b> 業内容	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給するとともに、医療費の一	を支給するとともに、医療費の一部を助成し、生			
		活の安定と自立を助け児童福祉の増進を図ります。	助け児童福祉の増進を図ります。			
	今後の目標	今後も継続して実施して行きます。				
未熟児養育医療給付事業		給付事業	福祉・子ども課			
Julio	業内容	母子保健法に基づく未熟児養育医療の給付を行います。				
今後の目標 今後も継続して実施して行きます。						

### 6 きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

### (1) 虐待防止体策の充実

児童虐待の防止に向けて、未然に防ぐための相談体制を充実し、虐待が疑われる家庭の情報共有など関係機関との連携の強化を図ります。児童虐待が起こってしまった場合には、県の機関と連携し被害にあった子供の保護やケアに努めます。

### ①児童虐待の未然防止

児童の養育やしつけ、その他家庭が抱える諸問題や悩みに対して適切な助言指導を行なうため、 児童相談所と連携し研修に参加するなど、職員の資質の向上を図ります。要保護児童対策地域協 議会を開催し、関係機関との情報の共有や連携強化を行います。

児童虐待の防止のための職員研修の充実 福祉・子ども							
II.	業内容	各種研修に参加し職員研修の資質の向上に努めます。					
	今後の目標	各種研修を受講し、資質の向上に努めます。					
EM.	要保護児童対策	地域協議会の充実	福祉・子ども課				
	業内容	要保護児童対策地域協議会の充実と関係機関との連携を図り、児童虐待などの未					
		然防止に努めます。					
	今後の目標	引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携を図り、児童					
		虐待等の未然防止に努めます。					

(2)ひとり親家庭、生活困窮家庭等における日常生活支援、経済的支援等の充実 ひとり親家庭や生活困窮家庭等の自立に向けて、社会福祉協議会等の関係機関と連携を強め、 事由に応じた経済的支援を行います。

ひとり親家庭等助成事業福祉			
事業内容	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給するとともに、医療費の一	-部を助成し、生	
	活の安定と自立を助け児童福祉の増進を図ります。		
今後の目標	今後も継続して実施して行きます。		



### (3) 障がいのある子どもの生活保健福祉の充実

障がいの程度に関わらず、必要な教育・保育が受けられるように支援を行っていきます。 また、必要に応じて経済的な支援も行い、障がい児の健やかな成長を支援します。

るた。必要に応じて性用的な文版では、呼びでいい度ではな成式で文版であり。 					
児童発達支援	<b>,</b>	福祉・子ども課			
事業内容	日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生	活への適用訓練			
	等を行います。				
<b>△</b> % <b>△</b> □ #=	引き続き事業を実施するとともに、必要量の確保と適切なサービ	こスが提供できる			
今後の目標	よう努めます。				
医療型児童発達		福祉・子ども課			
事業内容	児童発達支援とあわせて身体の状況により治療を行います。				
今後の目標	引き続き事業を実施するとともに、必要量の確保と適切なサービ	こスが提供できる			
	よう努めます。				
放課後等デイサ	ービス	福祉・子ども課			
事業内容	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等において、生	活能力の向上の			
	ために必要な訓練、社会等の交流を行います。				
A// 0 17 H	引き続き事業を実施するとともに、必要量の確保と適切なサービ	こスが提供できる			
今後の目標 	よう努めます。				
保育園等訪問支	援	福祉・子ども課			
事業内容	保育園等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のため	の専門的な支援			
	等を行います。				
会然の日標	引き続き事業を実施するとともに、必要量の確保と適切なサービ	こスが提供できる			
今後の目標	よう努めます。				
障害児相談支援	1	福祉・子ども課			
事業内容	児童発達支援等のサービスを利用する際に、最も適切にサービス	が提供できるよ			
	うにサービス等利用計画を作成します。				
	また、計画が適当であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見図	<b>直しを行います。</b>			
今後の目標	引き続き事業を実施するとともに、適切なサービスが提供できる	るよう努めます。			
医療的ケア児の	) 支援事業	福祉・子ども課			
事業内容	医療的なケアが必要であるということを理由に、これまで支援の	対象外とされる			
	ことが多かった、いわゆる「医療的ケア児」への支援について関	係者の協議の場			
	を設置し、定期的に会議を開催して対象児への支援を充実してん	いきます。			
今後の目標	事業を実施し、適切な支援が提供できるよう努めます。				
<u> </u>					

### (4) 不妊治療の経済的負担の軽減

不妊に悩み、不妊治療を行う方への経済的負担を軽減するため、千葉県の助成に加え自己負担 分を助成することで、経済的支援を行います。

特定不妊治療費	福祉・子ども課			
事業内容	かる「体外受精」			
	及び「顕微授精」に要する費用の一部を助成し、経済的負担の	)軽減を図ります。		
今後の目標	後の目標 令和2年10月から事業を開始します。			

# 第2部 各 論

# 第2部 各論

# 第1章 教育・保育提供区域の設定

### 1 区域設定の考え方

教育・保育提供区域(以下、提供区域という。)とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況 その他の条件を総合的に勘案して設定するものです。

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。

子ども・子育て支援事業計画では、提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育 て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することになっています。

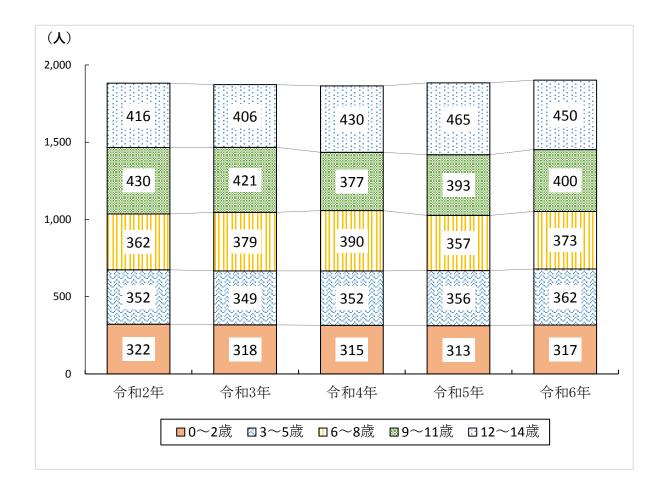
また、提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定いたします。

### 2 区域設定

本町は、平成27年度から中学校が1校となり行政区と同一となったこと、小学校区単位では教育・保育施設等がない区域があるなどの現状を踏まえ、町全体を1つの提供区域として設定します。



# 3 児童人口の推移





# 第2章 幼児期の教育・保育

### 1 幼児期の教育・保育の量の見込み

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造等の地域の特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計と平成30年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計していますが、町の実情と乖離する部分もあるため、必要に応じて利用実績や現在の供給体制、国で推進する女性の就業や子育て支援施策の推進など、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定していきます。

### ■認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)
2号認定	小学校就学前	あり	教育・保育施設 (保育ニーズ→保育園・認定こども園) (教育ニーズ→幼稚園・認定こども園)
3号認定	3号認定 満3歳未満 あり		教育・保育施設 (保育園・認定こども園) 特定地域型保育事業 (小規模保育施設等)



# 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

### 「施設等の区分」

区分	施 設	説明				
特定教育•	認定こども園	幼稚園や保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を				
保育施設		一体的に行う施設				
	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を				
		行う施設				
	保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって				
		保育する施設				
特定地域型	小規模保育	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰				
保育事業		囲気のもと、きめ細かな保育を行う				
(O-2歳)	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象				
		にきめ細かな保育を行う				
	居宅訪問型保育	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者が				
		保育を行う				
	事業所内保育	会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子				
		どもを一緒に保育を行う				

### (1) 1号認定: 3歳以上で教育を希望

	30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
①量の見込み	157	189	187	190	188	194	
②確保方策	460	460	460	460	460	460	
2-1	∆303	△271	△273	△270	△272	△266	
確保の内容	認定こども園ながと幼稚園 定員120名						
	酒直幼稚園	定員	340名				

### (2) 2号認定: 3歳以上で保育を希望

	30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	149	155	155	155	160	160
②確保方策	160	160	160	160	160	160
2-1	△11	∆5	∆5	∆5	0	0
確保の内容	安食保育園	定員^	110名			
	みなみ栄保	育園 定員	50名			

### (3) 3号認定:満3歳未満で保育を希望

1・2歳		30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
①量の見	見込み	107	124	129	132	135	138	
② 確 保	特定教育 保育施設	115	115	115	115	115	115	
方策	特定地域型 保育事業	8	8	8	16	24	24	
2-1		∆18	∆5	∆5	∆5	0	0	
O歳		30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
①量の髪	見込み	7	13	13	15	15	18	
② 確 保 方	特定教育 保育施設	29	29	29	29	29	29	
方策	特定地域型 保育事業	2	2	4	9	9	6	
(	2-1	△24	∆18	Δ20	△20	△20	△17	
		安食保育園 定員70名(1·2歳:50名 O歳:20名)						
確保の内容		みなみ栄保	育園 定員	40名(1)2	2歳:31名	O歳: 9	名)	
		うさぎとか	'め 定員	10名(1)	2歳: 8名	O歳: 2	名)	
		○○2歳までの保育需要に対して、令和4年度から小規模事業所への 移行により定員増を図ります。						

<sup>\*</sup>確保方策は、定員を記載しています。

### 【取り組みの方向】

・平成27年度以降、保育園等の整備により、待機児童は解消されましたが、保育士不足により 〇~2歳(3号)の乳幼児については、毎月入所希望が増え、待機児童が発生しています。小規 模保育等の整備を推進していきます。

<sup>\*</sup>当町は、公立の幼稚園・保育園は設置していません。

### 3 幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、従来の保育所・幼稚園の機能・設備等を併せ持ち、小学校就学前の子ども への保育・教育や家庭等の子育て支援を一体的・総合的に提供する施設です。今後も町内の教 育・保育施設の連携を密に図ることで、質の高い教育・保育の提供を行います。

また、保護者の就労状況や変化に対応し、柔軟に子どもを受け入れられるよう取り組みを推進するとともに、小学校就学後を見据えた教育・保育施設の提供を推進します。



# 第3章 地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育事業と同様、国から示された基本指針及び「栄町子ども・子育て支援ニーズ調査」をもとに、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

その提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法第59条により、市町村が策定する子 ども・子育て支援事業計画に従って実施するものとされてい る13事業

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②一時預かり事業
- ③延長保育事業
- 4病児・病後児保育事業
- 5妊婦健康審査
- ⑥乳幼児家庭全戸訪問事業
- ⑦養育支援訪問事業
- 8放課後児童健全育成事業
- ⑨利用者支援事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪子育て短期支援事業
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (3)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

# 地域子ども・子育て支援事業



### 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・ 子育て支援事業の確保の内容(確保方策)及び実施時期を設定します。

### (1) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

基本的な事業として、

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ② 地域の子育て関連情報の提供
- ③ 子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

※人数は児童数

単位:人/月

年度	実績 (H3O)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み (延べ人数)	830人	836人	840人	845人	850人	855人	
	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	
保保方策 確保方策	*子育て情報・交流館 アップR						
1唯休刀束	(ふれあいプラザさかえ キッズランド)						
	*子育て支援セ	ンター さく	らんぼ(安食	保育園隣接)	)		

### 【取り組みの方向】

- 町内に2施設で事業を実施しており、量の見込みに対し必要な量は確保されていると考えます。
- ・核家族化等多様な形態の保護者が子育てを行っていくうえで、妊娠から継続して安心して 子どもを生み育てることができるように、また地域による格差をなくすため、新たな拠点の あり方(開所時間の拡大や出張キッズランド等)を検討します。

#### (2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園在園児対象型

単位	٠	人/年
±11/		<i>ハ/</i>

年度		実績 (H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み	1号認定	9,555人	9,600人	9,600人	9,600人	9,600人	9,600人		
(延べ人数)	2号認定	_	45人	45人	45人	45人	45人		
		2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所		
確保方策		*私立ながと	*私立ながと幼稚園						
		*私立酒直約	*私立酒直幼稚園						

② 上記以外 単位:人/年

年度		実績 (H3O)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	保育園	342人	350人	350人	350人	350人	350人	
量の見込み	ファミリー・サポー	_			10人	20人	30人	
(延べ人数)	ト・センター				10%	207	307	
	子育て短期支援事業		_		_	_	_	
	•		2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	
確保方策		*子育て支援センター さくらんぼ(私立安食保育園運営)						
		*私立みなみ栄保育園						

<sup>\*</sup>アンケート調査結果からは、ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)、 子育て短期支援事業についての推計値は算出されていません。

### 【取り組みの方向】

・ファミリー・サポート・センターにおいては、幼児教育・保育無償化の対象事業のため、 保護者のニーズは高まってくると思われます。計画期間中の実施に向け検討します。

### (3)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

単位:人/日

年度	実績(H30)	2年度	麦	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み	24人	25人		25人	25人	25人	25人	
	2ヶ所	2ヶF	近	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	
<b>液</b> 促长等	保育園名			開園時	間	開園のうち延長保育時間		
確保方策	私立安食保育園		7:	00~19	00	18:00~19:00		
	私立みなみ栄保育園		7:	00~20	0:00 18:00~		20:00	

### 【取り組みの方向】

- ・通常の保育時間(8時間)のほかに時間外保育を実施しています。さらに11時間を超える保育について、延長保育事業として実施しています。
- 今後も引き続き延長保育を実施する保育園を支援していきます。

### (4)病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的 に保育等する事業です。

単位:人/年

年度	実績 (H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み(延べ人数)	62人	85人	85人	85人	85人	85人		
確保方策	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所		
	576人	576人	576人	576人	576人	720人		
(定員3人/1日)	実施場所:北総栄病院「栄町病児ルーム」							

<sup>\*</sup>確保方策の人数については、定員3人/1日、年間192日で積算しています。

(水・土・日曜日、祝日、年末年始除く。)

### 【取り組みの方向】

- ・ 水曜日または土曜日の受け入れを実施し、確保方策の充実を図ります。
- 計画期間中に、利用状況により箇所数の増について検討を行います。

### (5) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、

①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位:回/年

年度	実績 (H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み (延べ人数)	9240	1,3000	1,3000	1,4000	1,4000	1,4000		
確保方策	実施体制:	実施場所: 医療機関 実施体制: 医療機関委託 実施時期: 妊娠期間						

### ※母子健康手帳発行数

#### 【取り組みの方向】

• 妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せ、国が示す妊娠期における健診回数14回分の妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健診の適切な受診と補助券の利用について、啓発を行います。

### (6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位:人/年

年度	実績 (H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み	78人	100人	100人	100人	100人	100人		
	実施機関:福祉・子ども課							
確保方策	(キッズランド:子育て支援総合コーディネーター)							
	実施体制:保育士、幼稚園教諭等							

### 【取り組みの方向】

産後間もない時期にキッズランドの子育て支援総合コーディネーターが乳児宅を訪問して、 育児に関する相談窓口や子育て親子の交流の場を紹介することにより、育児不安や家庭や地 域での孤立感を解消していきます。

### (7)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位:人/年

年度	実績 (H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み(実数)	4人	4人	5人	5人	6人	6人		
	実施機関:福祉・子ども課							
<b>一块</b> /2 卡华	(ふれあいセンター内 子育て包括支援センター)							
確保方策 	実施体制:保健師、助産師等専門職							
	委託団体職員(子育てヘルパー部分)							

### 【取り組みの方向】

妊娠届出時の面接や乳児家庭全戸訪問事業などにより、訪問支援を行う必要があると思われる家庭を把握し、その情報をもとに訪問する家庭や支援内容を決定した上で、保健師、助産師などの有資格者が訪問します。

必要に応じて、子育てヘルパー制度の利用により、家事支援等の援助を行います。 要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図ります。

### (8) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童(小学生)に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位: (平均) 人/月

	年度	実績 (H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	1~3年生	135人	135人	140人	140人	150人	150人
	(1年生)	52人	70人	62人	58人	60人	62人
	(2年生)	47人	37人	54人	46人	43人	46人
早の日り 7.	(3年生)	36人	28人	24人	36人	47人	42人
量の見込み	4~6年生	42人	25人	30人	30人	30人	30人
(万豆娜八奴)	(4年生)	32人	17人	23人	26人	25人	23人
	(5年生)	4人	5人	3人	2人	3人	5人
	(6年生)	6人	3人	4人	2人	2人	2人
	合 計	177人	160人	170人	170人	180人	180人
確保方策	4ケ所	4ケ所	4ケ所	4ケ所	4ケ所	4ケ所	4ケ所
	180人	180人	180人	180人	180人	180人	180人

### 平成27年4月~ 栄町児童クラブ設置状況(確保方策内訳)

児童クラブ名	運営形態	迅	員
竜角寺台児童クラブ	<b>小≅ルハ</b> 労		30人
安食台児童クラブ			60人
安食児童クラブ	公設民営(委託)		60人
布鎌児童クラブ	民設民営(社会福祉協議会)		30人

### 【取り組みの方向】

- 利用人数が増加傾向にある安食児童クラブについて、引き続き適正な定員や実施方法について検討を行っていきます。
- 竜角寺台児童クラブの施設については、環境改善のため平成30年度整備を実施しています。
- 土曜日の利用者が減少している事から、実施方法について検討を行っていきます。
- ・放課後ふれあい教室と引き続き連携し、児童クラブの利用児童も一緒に放課後ふれあい 教室の多様なプログラムに参加することにより、放課後の時間を充実させます。

### (9) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報 提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 です。

左	<del></del>	実績	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
+	年度 							
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
		実施機関	: 福祉・子と	ごも課				
確保方策		(ふれあいセンター内 子育て包括支援センター)						
		実施体制	:保健師、則	力産師、保育	<b>計</b> 生等専門第	戠		

### 【取り組みの方向】

今後も町の子育て支援担当課窓口や地域子育て支援拠点施設等との連携を図りながら、 妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口として、保健師等による母子保健や子育て全般に関す る相談支援を行っていきます。

### (10) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

子育ての手助けをして欲しい方(利用会員)と子育ての手助けをしたい方(協力会員)が会員になり、子どもの預かりや送迎などを有償で行う地域のサポート事業です。

単位:人

年度	実績 (H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
量の見込み	_	_	_	10	20	.30			
	年間利用者数の推移								
確保方策	事業の周知を行い、実施方法、実施場所を検討し事業開始に向けて会員の募集を行								
	います。								

<sup>\*</sup>アンケート調査結果からは、ファミリー・サポート・センター事業についての推計値は算出されていません。

### 【取り組みの方向】

・保護者の就業形態の多様化や核家族化などにより、保育園や児童クラブの迎えや開所時間 外の預かりについて、計画期間中の事業開始を目指します。

### (11) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)
- ・夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

年度	実績(H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		_		_	_	
確保方策	_	_	_	_	_	_

\*アンケート調査結果からは、子育て短期支援事業についての推計値は算出されていません。 【取り組みの方向】

• 計画期間中に町内での当事業の実施は見込まず、県の施設との利用調整や町外施設との契約の検討を行い、今後とも相談支援に努めます。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき 日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要 する費用等を助成する事業です。

単位:人/延べ

年度		実績 (H30)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	副食費	_	565	565	565	565	565
	副食費以外	_	_		_		_
確保方策		_	565	565	565	565	565

### 【取り組みの方向】令和元年10月より実施

年収360万円未満相当世帯、第3子以降の子が、新制度未移行の幼稚園を利用する場合、国の制度に準じて副食費の助成を行います。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【取り組みの方向】

• この事業は、状況の変化を踏まえ、計画見直し(令和4年度)の際に必要性を検討します。

# 第4章 推進体制の確保

### 1 計画の推進に向けて

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全町的に広く連携するとともに、栄町全体として子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、家庭をはじめとして、保育所、幼稚園、学校、地域、その他子育て支援に関する関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて、広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供をおこなうとともに、計画の進捗状況や市内の施設・サービス等の子育てに関する情報についても町民への周知を図ります。

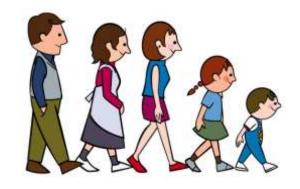
### 2 計画の評価・検証

各施策及び本計画の推進については、毎年度、栄町子ども・子育て会議において計画の 進捗について確認する機会を設けることにより、総合的かつ計画的に取り組みます。

計画推進の仕組みとして、計画・実行・点検(評価)・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

なお、県での計画見直しの時期に合わせ、令和4年度を見直しの年度とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
進行管理					
計画見直し					



### 第5章 関係機関との連携

### 1 ひとりひとりの特性を尊重した体制の整備

特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

### ◆児童虐待防止対策の推進

- ・児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護のため体制を整備し、児童虐待防止対策 の充実や再発予等に努めます。
- 養育支援訪問事業(再掲 64ページ参照)
- 要保護児童対策地域協議会の構成員の見直し等を実施し、関係機関との連携を図り適切な支援体制を整備します。

### ◆障がい児支援施策の推進

- 障がいのある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して 生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組みや各種相談 体制の充実に努めます。
- 健診等で発達に遅れがある児童などに対して、親子遊びの教室や親子相談を実施します。
- 個別の相談に関しては、発達障害等の専門機関や関係機関と連携し支援します。

#### ◆ひとり親家庭に対する支援の充実

- ひとり親家庭が自立して生活することができるよう、相談体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭等に医療費の補助や児童扶養手当を支給し、経済的支援を行います。

### ◆生活困窮世帯の子どもへの支援

- ・千葉県が生活困窮世帯の子ども(小学生及び中学生)に実施する学習支援事業について、対象者の把握や開催場所の提供について協力をしていきます。
- 子どもの貧困、孤食、子育て世代の孤立を抑制するため、生活困窮世帯に様々な手法により 地域で支える団体等への支援を行います。

# 第3部 資料編

1 栄町子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月18日 条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条 第1項の規定に基づき、栄町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
  - (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
  - (3) 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること。
  - (4) 栄町における子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。第4条第4号及び第5号において同じ。) に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- 2 子ども・子育て会議は、前項の規定による調査審議のほか、必要があると認めるときは、同項各号に掲げる事項に関し町長又は栄町教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
  - (1)子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
  - (2) 事業主を代表する者
  - (3) 労働者を代表する者
  - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、 委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会 長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

# 2 栄町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No.		氏	名		所属団体等	委員区分	備	考
1	岩	﨑	佳	子	児童の保護者	 		
2	御仁	till	有紀		栄町スポーツ少年団			
3	當	Ш	直	也	株式会社 育成	(2)事業主を代表する者		
4	諸	岡	明	美	社会福祉法人 誠友会 栄白翠園	(3)労働者を代表する者		
5	32	海	高	顕	社会福祉法人安栄福祉会 安食保育園 理事長			
6	南博			社会福祉法人みなみ福祉会 みなみ栄保育園 園長	(4) 専業に従事する老			
7	佐	藤	光	子	学校法人 佐藤学園 酒直幼稚園 園長	(4)事業に従事する者		
8	勝	Ш	寛	史	学校法人 勝田学園 ながと幼稚園 園長			
9	产	藤	純	子	主任児童委員	(5)学識経験のある者	代表位	代理
10	小	Ш	武	彦	学識経験者	((()) 子頭が生態(()の)の句	会	長

# 栄町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度~令和6年度)

発 行 令和2年3月

発行者 千葉県印旛郡栄町

編 集 栄町福祉・子ども課

住 所 〒270-1592

千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

電 話 0476-33-7707 (福祉・子ども課直通)